

「勧告の方向性」のフォローアップについて

平成 17 年 7 月 11 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会決定

「中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、各主務大臣、各独立行政法人等は見直しの具体化に向け法制上の措置や新中期目標及び新中期計画の策定等を行うこととなる。

当分科会としては、見直しの具体化に向けた取組が「勧告の方向性」の指摘に沿っているかどうかについて、特に以下の点を勘案しながらフォローアップしていくこととする。その結果、必要と判断した場合には、中期目標期間終了時に勧告を行うとともに、政府の行政改革推進本部に報告を行うこととする。

1. 法人が担う任務・役割

- ① 各府省の政策目標における、国民ニーズを踏まえた法人の任務の位置付け、国、民間等と法人の役割分担など、法人が担う任務・役割が明確なものとなっているか。
- ② 法人が担う任務・役割に照らして適切な評価を行う観点から、中期目標等に掲げる事務・事業が当該任務・役割に相応しいものであることが明確になっているか。

2. 目標設定の在り方

- ③ 目標の達成度について、厳格かつ客観的な評価を行うことができるよう、その内容が具体的なものとなっているか。

その際、平成 18 年度からの減損会計の導入も踏まえつつ、業務の実績の状況等について評価を行うことができるよう、できる限り定量的で、高い達成水準の指標等が掲げられているか。

- ④ 評価そのものの質を一定水準に保つ観点から、目標の内容ができる限り客観的な指標、情報等に基づき検証できるものとなっているか。

3. 事務・事業の見直し関係

- ⑤ 「勧告の方向性」における見直しの指摘（事務・事業の一体的実施、重点化、合理化、民間移管等）に即して、具体的にどのような措置を講ずるのかが明確になっているか。
- ⑥ 業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的なものとなっているか。
- ⑦ 財務内容の改善や法人の経営努力に関して、平成17年7月11日付け「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会報告」に掲げる関心事項を踏まえた評価に資するよう、具体的な方策が明確になっているか。
- ⑧ 統合法人においては、人事、予算、財務・会計を始めとして、統合による効率化など統合の効果を十分発揮するための具体的な方策が明確になっているか。
- ⑨ 地方組織等における事務・事業について、業務運営の効率化の観点から具体的にどのような見直しを行うのかが明確になっているか。

4. 非公務員化関係

- ⑩ 民間、大学等との連携、雇用形態の多様化等の促進など、非公務員化のメリットを最大限いかすまでの具体的な方策及びその目標が明確になっているか。

など

以上のはか、当分科会としては、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）等の趣旨に則って検討するとともに、いわゆる先行独立行政法人についても、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人についてとりまとめられた「独立行政法人の中期目標等の策定指針」（平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局）を踏まえて検討することとする。